

令和8年度八尾市私立高等学校等入学準備資金貸付制度のお知らせ

八尾市では、私立の高等学校等に進学を予定しておられる方で、経済的理由により入学金等の支払いが困難な保護者に対して、入学準備資金の貸付制度を設けております。

貸付を希望される方は、下記の要領にて申し込んでください。

1. 貸付資格

以下（１）～（４）全てに該当する方

- （１）八尾市民で学校教育法による私立の高等学校（定時制・通信制課程含む）・中等教育学校（中高一貫校）の後期課程・高等専門学校・専修学校（高等課程）の、第１学年に令和９年４月に入学を予定している生徒の保護者
- （２）経済的理由により入学資金の支払いが困難であると認められる者
- （３）保護者の他に八尾市民の成年者であって独立した生計を営む保証人がある者
※住民登録上、保護者と別世帯の者。但し、別世帯であっても同住所地の場合は不可。
- （４）大阪府育英会入学時増額奨学資金、その他の公的資金の貸付を受けていない者

2. 募集の概要

募集期間………令和8年11月9日（月）～令和8年12月11日（金）

貸付金額………１人１回限り１４万円以内

所得基準………令和８年度の「市町村民税所得割額（税額控除前）」から「市町村民税調整控除額」を差し引いて算出した額の合算が251,100円未満の世帯（世帯全員の合算）

※上記基準を超えている世帯でも、世帯員が失業されている場合や罹災されている場合は対象となる可能性がありますので、学務給食課にご相談ください。

募集人数………若干名（貸付資格・所得基準を満たす者の中から選考）

3. 申請手続き

貸付を希望する方は、在籍する中学校へ申請書の交付を申し出ていただき、必要事項を記入の上、募集期間内に下記添付書類と併せて中学校に提出してください。

[添付書類]（必須）

- ①住民票の写し（世帯全員が記載のもの）
- ②保証人（１．（３）に掲げる者）の住民票の写し（世帯全員が記載のもの）
- ③令和８年度住民税課税（所得）証明書（保護者が属する世帯全員分）
※同一世帯構成員の扶養に入っている者または平成22年1月2日以降生まれの者は不要
※生活保護受給中の方は生活保護受給証明書で代用可
- ④合格発表日、入学金等の金額及び納付期限が明記されている書類の写し（入学案内書等）

[その他]（該当者のみ）

下記に該当する場合は、証明書を申請時に提出してください。

○世帯員が失業している場合：雇用保険受給資格者証

○令和８年１月１日以降に災害を受けた世帯：罹災証明書

※大阪府育英会入学時増額奨学資金、その他の公的資金の貸付を申請している場合は、貸付の決定通知書が届き次第、その写しを提出してください。

（裏面もご覧ください）

4. 借用手続き

申請手続きに対して、1月下旬頃に認否通知を送付する予定です。貸付の決定を受けた方は、次の書類を指定の日時までに学務給食課へ提出してください（提出期限等の詳細は通知書に記載します。必要書類の提出後、入学準備資金の貸付を行います）。

[提出書類]

- ①借用書兼誓約書（様式は通知書に同封、収入印紙の添付が必要）
- ②保護者の印鑑登録証明書
- ③保証人（1.（3）に掲げる者）の印鑑登録証明書
- ④私立高等学校等の合格通知書の写し

※入学準備資金の貸付は口座振込で行いますので、学校が定める入学金等の納付期限に留意してください（口座へ振り込まれるまでに、書類の提出日を含め1週間から10日程度かかります）。

また、指定の日時までに書類の提出がされない場合、貸付ができない場合があります。なお、特別な事情がある場合は学務給食課まで事前にご相談ください。

5. 入学金等の納付後の手続き

学校へ納入した入学金等の領収書の写しを学務給食課に提出してください。また、入学後、学校の発行する在学証明書を提出してください（詳細は決定通知書に記載します）。

6. 貸付金の償還

- （1）貸付金は貸付した年の4月から償還を始め、在学3年間で全額償還しなければなりません。
あなたの償還金が次年度以降の資金に充てられますので、必ず期間内に償還してください。
- （2）償還金は償還計画に基づき、送付する納付書にて金融機関で振り込んでいただきます。
- （3）貸付期間中の利子は免除されます。但し、期間内に償還されない場合は、償還を延滞した日数に応じ年10.95%の割合で延滞利子を徴収します。
- （4）次のいずれかに該当したときは、貸付金を一括償還していただきます。
 - ①本人が入学時に当該学校に在学していないとき、又は退学したとき。
 - ②八尾市民でなくなったとき
 - ③貸付の目的以外に使用したとき
 - ④その他、提出書類に虚偽の記載があったとき

7. その他

- （1）異動の届出
借用書等の記載事項に異動が生じたとき（住所変更等）は、速やかに届け出てください。
- （2）貸付金が不要になったとき
世帯の状況等に変化があり、貸付金が不要になったときは、速やかに届け出てください。

8. 問い合わせ先

八尾市教育委員会事務局 学務給食課 学務係（市役所本館7階）
電話：072-924-3872（直通）